

「横浜健康経営認証」事業実施要綱

制定 平成 28 年 11 月 1 日 健保事第 2136 号（局長決裁）
最近改正 令和 3 年 6 月 15 日 健保事第 842 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、第 2 期健康横浜 2 1（健康増進計画）に基づき、働く世代の健康づくりを推進することを目的に、経営者が従業員を人的資本ととらえ、経営者による戦略的な健康づくり事業を通じて、従業員の活力向上と生産性の向上により組織の活性化をめざす経営手法である「健康経営」の考え方を取り入れ、事業所内での健康づくりを積極的に進める市内事業所を「横浜健康経営」事業所に認証し、広く取組事例等の普及・啓発を進める、横浜健康経営認証事業（以下「本事業」という。）の実施にあたり、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

（1） 市内事業所

「市内事業所」とは、市内に本社（本店）、支社（支店）、営業所等を有する事業（NPO 法人、公益法人等を含む）をいう。

（2） 委員会

「委員会」とは、健康横浜 2 1 推進会議運営要綱第 7 条第 1 項に基づき、健康横浜 2 1 推進会議の部会として設置する「横浜健康経営認証委員会」をいう。

（事業内容等）

第 3 条 本事業の内容は次の各号のとおりとする。

- （1） 「横浜健康経営認証」事業所の募集に関する事。
- （2） 本事業に申し込んだ市内事業所（以下「応募事業所」という。）の認証等の審査に関する事。
- （3） 認証を受けた市内事業所に対する、取組の継続的な支援に関する事。
- （4） その他本事業の実施に必要な業務に関する事。

2 委員会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（応募資格）

第 4 条 応募資格は、営利・非営利は問わず、次の各号の要件に適合する市内事業所とする。

- (1) 法人市民税及び事業所税を滞納していないこと。
- (2) 過去5年間に重大悪質な事案で労働安全衛生法などの従業員の健康管理に関する法令等に違反し、処分等を受けていないこと。
- (3) 暴力団等の反社会的勢力に所属せず、これらのものとの関係を有していないこと。
- (4) 代表者の他に従業員が1名以上いること。

(応募)

第5条 本事業に申込をする者は、次の各号に掲げる書類を市長が定める期間内に提出しなければならない。

- (1) 横浜健康経営認証応募用紙 (第1号様式)
- (2) 前号のほか、市長が必要と認める書類

(認証)

第6条 認証は、次の各号の手続きを経て基準に該当するものについて、委員会の審査結果に基づき、市長が決定する。

- (1) 事務局による応募書類の審査
- (2) 委員会における審査
- (3) 応募事業所への電話ヒアリング
- (4) 応募事業所への訪問ヒアリング

2 認証の手続きは、前項第1号及び第2号を必須とし、必要に応じて前項第3号または第4号を行う。

3 第1項第2号の審査は、応募事業所により提出された資料等を基に、委員会において審議し、その取組状況に応じて、「認証外」、「クラスA」、「クラスAA」、「クラスAAA」に区分する。

4 認証区分は、次のとおりとする。

- (1) クラスA
健康経営の概念を理解し、経営者自らが健康経営宣言や発信を行っているもの
- (2) クラスAA
前号に加え、健康経営の推進体制の整備、従業員の健康課題の把握、具体的な取組を実施しているもの
- (3) クラスAAA
前号に加え、健康経営の取組結果を評価し、次の取組につなげているもの
- (4) 認証外
第1号に満たないもの

(認証の通知)

- 第7条 市長は、第6条第4項第1号から第3号の認証区分に該当する事業所（以下「認証事業所」という。）に対し、「横浜健康経営認証通知書」（第2号様式）によりその旨を通知するものとし、後日認証状を交付できるものとする。
- 2 市長は、第6条第4項第4号の認証区分に該当する事業所に対し、「横浜健康経営認証通知書」（第3号様式）によりその旨を通知するものとする。

(副賞)

- 第8条 市長は、認証事業所に対して、副賞を贈ることができる。

(認証期間及び再認証)

- 第9条 認証期間は、応募の翌年度の4月1日から2年間とする。
- ただし、認証期間中に区分変更を目的として再度応募することを妨げるものではない。
- 2 認証事業所は、認証期間が満了する年度に、再度申請し、審査を受けることで認証を継続することができる。
- 3 平成31年4月1日から認証期間となる事業所の認証期間については、第1項に関わらず3年間とする。

(認証マーク等)

- 第10条 認証事業所は、本市が定める「認証マーク」を利用することができる。ただし、その使用の際には、別に定める方法により、認証年度及び認証期間を明らかにすることとする。
- 2 認証事業所は、「横浜健康経営」及び「健康経営」の文言を第1条に定める趣旨以外の目的で使用してはならない。特に自らの事業所の商品等を横浜市が推奨すると誤解を与えるような使用をしてはならない。

(認証の取消)

- 第11条 市長は、申請内容に虚偽がある又は申請内容と実際の取組内容に著しく隔たりがあると判断する場合に、一度認証された事業所の認証を取り消すことができる。
- 2 市長は、認証事業所が認証期間内に、重大かつ悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けた場合など、認証を取り消すことができる。
- 3 市長は、認証後に第4条の応募資格を満たさない事案が生じた場合には、一度認証された事業所の認証を取り消すことができる。
- 4 市長は、前3項に従い認証の取消を実施するにあたり、委員会の意見を聴取することができる。

(事務局)

第12条 この要綱に定める事務は、健康福祉局保健事業課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月15日から施行する。

健康横浜 2 1 推進会議運営要綱

制 定 平成 24 年 3 月 1 日 健保事第 3964 号 (局長決裁)
最近改正 平成 29 年 4 月 1 日 健保事業第 4107 号 (局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例 (平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号) 第 4 条の規定に基づき、健康横浜 2 1 推進会議 (以下、「推進会議」という。) の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(担当事務)

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 健康増進計画である健康横浜 2 1 (以下、「健康横浜 2 1」という。) の推進に関すること。
- (2) 健康横浜 2 1 の評価・策定に関すること。

(委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 保健医療専門家
 - (3) 健康に関連するボランティア団体・企業等の各種団体の代表者
 - (4) マスメディアの代表者
- 2 委員の任期は、5 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の代理は、認めないものとする。

(臨時委員)

第 4 条 推進会議に、健康横浜 2 1 の評価・策定や健康づくりに関する事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
- (1) 学識経験者
 - (2) 保健医療専門家
 - (3) 健康に関連するボランティア団体・企業・各種団体の代表者等
- 3 臨時委員は、第 1 項の事項に関する調査審議が終了したときは、解任され

たものとする。

(会長)

第5条 推進会議に会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を掌理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、推進会議の議長とする。
- 3 推進会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 健康横浜21について調査審議するために部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長1人を置き、委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 4 第6条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中の「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。
- 5 部会の委員構成や議事内容等を踏まえ、推進会議の会長が認める範囲において、前項に基づく部会の決定を推進会議の決定に代えることができる。

(会議の公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第9条 会長又は部会長は、推進会議又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 推進会議の庶務は、健康福祉局健康安全部保健事業課において処理する。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初の委員会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。また、最初の部会の会議は、会長が招集する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

横浜健康経営認証委員会（部会）設置要綱

制定 平成 28 年 11 月 1 日 健保事第 2136 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、「横浜健康経営認証制度」に係る審査等を行うため、健康横浜 2 1 推進会議運営要綱第 7 条第 1 項に基づき、健康横浜 2 1 推進会議（以下「推進会議」という。）の部会として、「横浜健康経営認証委員会」（以下「委員会」という。）を置き、委員会の運営その他必要な事項について定めるものとする。

（内容）

第 2 条 委員会は、次の事項について調査審議を行うものとする。

- （1）「横浜健康経営認証制度」の審査に関する事項
- （2）別途定める「横浜健康経営認証事業実施要綱」の認証基準等の改正に関する事項
- （3）その他、制度運営上必要な事項

（構成）

第 3 条 委員会は、推進会議の委員、健康横浜 2 1 推進会議運営要綱第 4 条に基づく臨時委員のうちから、推進会議の会長が指名する者をもって組織する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた時の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

（委員長）

第 5 条 委員会に委員長を 1 人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

（会議）

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員任命後、委員長選出前の委員会の会議は、推進会議の会長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長とする。

3 委員会は、委員の過半数の出席により開催する。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

5 委員会の議事を効率的に運営するため、委員は会議開催前に書面による予備審査をすることができる。

6 委員会を欠席する予定の委員は、第 2 条に関する意見を書面により事前に提出するこ

とができる。

(会議の公開)

第7条 横浜市が保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、第2条第1号については、同条例第31条1項2号の規定により、非公開とする。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(推進会議への報告)

第9条 委員会は、会議内容及び審査結果を推進会議へ報告するものとする。

(守秘義務)

第10条 委員及び関係者は、委員会の運営上知りえた秘密を厳守するとともに、これを他に利用してはならない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、健康福祉局保健事業課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年11月2日から施行する。

令和3年度横浜健康経営認証委員会委員名簿

五十音順・敬称略

	氏名	所属・補職名	健康横浜21 推進会議
1	おおの たかこ 大野 多賀子	株式会社 日本政策投資銀行 サステナブルソリューション部・調査役	臨時委員
2	おぞえがわ ただあき 小副川 忠明	横浜商工会議所 中小企業相談部 経営支援課 課長	臨時委員
3	かわきた あきこ 川北 彰子	公益財団法人 横浜企業経営支援財団 マネージャー(経営支援部長)	臨時委員
4	きただ しょうへい 北田 昇平	花王株式会社 人財開発部門健康開発推進部 全社産業医	臨時委員
5	さいとう てるよ 斎藤 照代	国際医療福祉大学 小田原保健医療学部 看護学科 教授	臨時委員
6	たなか まさゆき 田中 正行	全国健康保険協会神奈川支部 企画総務部長	委員
7	わたなべ てつ 渡辺 哲	独立行政法人 労働者健康安全機構 神奈川産業保健総合支援センター所長	委員

横浜健康経営認証制度について

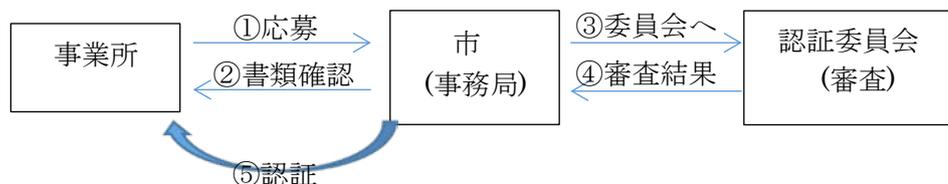
1 制度概要

(1) 対象

- 市内事業所(市内に本社、支社・支店等を有する事業所)であること(非営利法人等も含む)
- 代表者の他に従業員が1名以上いること 等

(2) 審査

提出された応募内容を基に、事務局が書類確認等を行い、健康横浜21推進会議の部会として設置された「横浜健康経営認証委員会」で審査のうえ、市長が認証



(3) 認証区分

区分	説明
クラスA	経営者が健康経営の概念を理解し、健康経営宣言等で明文化し、その意思を具現化した取組を行っているもの ※令和3年度変更点 「Ⅱ経営トップの意思の具現化」に「経営者自身の健康診断受診」を追加
クラスAA	健康経営の推進体制の整備、従業員の健康課題の把握、健康課題に即した取組を行っているもの
クラスAAA	健康課題に即した取組の結果を評価し、次の取組につなげているもの

(4) 認証期間

認証期間は、応募の翌年度の4月1日から2年間(満了年度に、再申請により継続(更新可))

(5) 認証事業所に対する取組支援メニュー

メニュー	対象認証区分		
	クラスA	クラスAA	クラスAAA
認証状の発行	○	○	○
認証マークの活用	クラスごとの認証マークを使用		
市ホームページでの紹介	○	○	○
健康測定機器の貸出	○	○	○
専門職の派遣(保健師、栄養士等)	○	○	原則対象外
横浜市中心小企業融資制度(よこはまプラス資金)の優遇	対象外	○ 一定の条件あり	○ 一定の条件あり
一部市公共調達での優遇	対象外	○ 一定の条件あり	○ 一定の条件あり

2 スケジュール(予定)

日時	事項
令和3年6月15日～9月30日	応募受付
～12月	応募事業所(511事業所)応募資料確認等
令和4年1月19日	横浜健康経営認証委員会
2月上旬 下旬	認証事業所決定/応募事業所に認証結果通知 記者発表(認証事業所公表)
3月25日	横浜健康経営認証2022認証式@市役所アトリウム
3月28日	健康横浜21推進会議(認証結果報告)

令和 4 年度横浜健康経営認証に係る見直しの方向性について

1 背景

令和 3 年度は、前年比で約 1.6 倍（323 事業所→511 事業所）の応募数がありました。しかし、市内事業所数に占める割合は少なく、再応募でのクラス A への応募の多さや応募しない事業所が一定数存在します。引き続き、健康経営のすそ野を更に広げるとともに、より効果的な取組を行う事業所を増やすことに力を入れる必要があります。また、応募事業所数が年々増加し、書類の受理・審査に時間がかかり、円滑な認証が困難となる可能性があります。

2 検討の視点

	目指す姿	課題（①～④は当委員会の調査審議に係る事項）
1	➤ 認証事業所数が増える	引き続きさまざまな手法や民間団体等と連携し、認証制度を周知する必要がある。
2	➤ 具体的で効果的な取組を行う事業所が増える（特にクラス AA にクラスアップする事業所が増える）	① <応募用紙> クラス AA に関する評価項目が細かく煩雑な箇所があり、応募をためらう声がある。 ② <健康課題の把握> クラス AA で必須となる有所見者割合の把握が、事業所によっては難しい状況がある。 ③ <健康課題への取組> テレワークの普及や感染対策の必要性により、新たな手法による取組が求められるが、事業所内での検討が難しい状況もある。
3	➤ 応募数増でも持続可能な審査・認証が行える	④ <制度運営・審査> 500 件超の応募により、従来の手法では事務局での審査作業及び予算措置に限りがある。

3 見直しの方向性（案）

(1) 応募用紙

煩雑との意見が多く、クラス AA 以上に係る「IV 健康課題の把握と取組」6～7 ページについて、記入しやすく、確認しやすい様式となるよう見直します。

(2) 健康課題の把握

クラス AA 以上に係る健康課題の把握においては、「血圧」「血糖」「脂質」の有所見者割合の把握が必須です。しかし、健診結果を把握しづらい、集計方法が分からないという理由でクラス AA の申請を断念する例があります。よって、クラス AA の把握方法は、健診結果に限定せず、アンケート等による把握でも可能であることを応募用紙に明記するとともに、事業所に対し有所見者割合の集計方法をわかりやすく提示します。

なお、クラス AAA は現行と同様に、健診結果による有所見者割合の把握を必須とします。

(3) 健康課題への取組

健康課題に対し、質・量ともに効果的な取組を実施いただけるよう、応募用紙に掲載する取組を見直します。また、事業所からは、コロナ禍で取組ができない、他の事業所の好事例を知りたいという声があることから、平成 30 年 4 月に発行した「横浜市健康経営ハンドブック」を改訂し、ウィズコロナ等、時代に即した取組事例を盛り込み、市ホームページ上で提供します。

(4) 制度運営・審査

応募者及び審査者双方の負担軽減の観点から、現在の郵送受付のみから、オンラインと紙書類郵送の併用による受付方法に変更します。

また、令和 5 年度以降の再応募による同ランクの認証（例：令和 3 年度ランク A ⇒ 令和 5 年度の再応募も A）については、認証通知書及び認証状のみ交付し、副賞は送らない予定とし、令和 3 年度の認証事業所に予告します。

4 今後の流れ

委員会委員の意見をもとに事務局で具体を検討し、改めて、令和 4 年度の募集に係る変更案をメールにて委員へ提示いたします。なお、認証基準（資料 8）の変更には当たらないため、委員会の設置母体である健康横浜 2 1 推進会議への報告は不要とします。